

令和5年12月25日

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処  
会 計 科 長 鈴 木 英 一

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	予定数量・単位
陸上自衛隊白老駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	契約電力 197 kW 使用電力量 785,714 kWh

(2) 履行場所 陸上自衛隊 白老駐屯地

(3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付され、北海道地域に競争参加資格を有する者

(4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(5) 「入札及び契約心得」を遵守している者

(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 電気事業法第3条の1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての登録を受けている者であること。

(8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類」、別紙第3「適合証明書」及び別紙第4「特定電源割当計画書」を令和6年1月18日（木）17時00分までに提出

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

(2) 現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科と調整されたい。

## 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和6年1月24日(水) 11時00分～
- (2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会議室

## 6 入札書の記載要領等

- (1) 入札書には以下の金額を記載すること。
  - ア 各社において設定する契約電力に対する単価(月額基本料金単価)
  - イ 各社において設定する使用電力量に対する単価(電力量料金単価)
  - ウ 仕様書で提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価(年間の予定電力料金であり、整数とする。)
- (2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

## 7 落札決定方法

- (1) 落札の決定は、仕様書で提示する予定使用電力量に単価を乗じて計算した総価で行う。
- (2) 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価(月額)及び使用電力に対する単価(同一月においては、単一のもので小数点第2位までとする)を別紙第5「入札書(一例)」を基準として記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該総価に関しては110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)である消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (5) 総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせて決定する。

## 8 保証金等に関する事項

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 9 契約書の作成

落札者は遅滞なく電気需給契約書を作成する。

(1) 契約書の作成（契約締結）時期

令和6年4月1日

(2) 付帯する特約条項

ア 談合等の不正行為に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

10 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は不在者入札（期日前入札）による入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11 その他

(1) 期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第5項に示す日時・場所に不在であっても入札することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

ア 入札書の作成要領

入札書は、「陸上自衛隊白老駐屯地で使用する電気」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

イ 入札要領

(ア) 郵送又は託送の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達証明ができるようにする。

b 送付先

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科

c 入札期限

令和6年1月23日（火）17時00分（必着）

d 到着の確認

発送した後、会計科担当者に期日前入札（不在入札）による応札である旨を、下記(6)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。

(イ) 持込の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科に持込する。

b 入札期限

令和6年1月24日（水）10時00分（必着）

(2) 再度入札

ア 期日前入札（不在入札）者がいない場合、直ちに実施する。

イ 期日前入札（不在入札）者がいる場合

- (ア) 再度入札の実施日時  
令和6年1月31日(水) 11時00分
  - (イ) 不在入札による場合の入札期限
    - a 郵送又は託送  
令和6年1月30日(火) 17時00分(必着)
    - b 持込の場合  
令和6年1月31日(水) 10時00分(必着)
  - (ウ) その他の要領  
初度の入札と同様
- (3) 「2(3)に示す資格を証する書類」に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵送等による入札の場合も同様とする。
- (4) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始前までに提出すること。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様等に関する事項  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 総務科営繕班(担当:若島)  
電話 0144-82-2107(内線221)
  - イ 入札及び契約等に関する事項  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科(担当:給前)  
電話 0144-82-2107(内線284)
- (7) 公告掲示場所
- ア 掲示板
    - (ア) 白老駐屯地
    - (イ) 札幌駐屯地
    - (ウ) 真駒内駐屯地
    - (エ) 東千歳駐屯地
    - (オ) 島松駐屯地
  - イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間  
令和5年12月25日~令和6年1月24日

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処

白老弾薬支処会計科長 鈴木 英一 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

「陸上自衛隊白老駐屯地で使用する電気」に係る  
入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第3条の1の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けていることまたは電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第3に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第4「特定電源割当計画書」）

(担当者)

所属部署：

氏名：

電話番号：

F A X 番号：

令和 年 月 日

## 適合証明書

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処

白老弾薬支処会計科長 鈴木 英一 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素輩出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和3年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。  
なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には付紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計得点が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

- 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和3年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上 0.600 未満	35
	0.600 以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00 %以上	20
	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。



## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後、可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 4 その他

- (1) 上記は把握できる最新の状況が令和2年度である場合の例である、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。



## 再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	割当電力量(Kwh)
合計 (K w h)			

## 2 証書による環境価値移転量

(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー 源種類	環境価値移転量
合計 (K w h)			

※ 計画作成時において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

## 入札金額計算内訳書（白老駐屯地で使用する電気）（例）

区分 年月	契約予定 電力 (kW)	力率 (%)	基本料金		電力量料金			合計
			単価 (円)	金額 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	単価 (円)	金額 (円)	
令和6年 4月分	197	100						
令和6年 5月分	197	100						
令和6年 6月分	197	100						
令和6年 7月分	197	100						
令和6年 8月分	197	100						
令和6年 9月分	197	100						
令和6年 10月分	197	100						
令和6年 11月分	197	100						
令和6年 12月分	197	100						
令和7年 1月分	197	100						
令和7年 2月分	197	100						
令和7年 3月分	197	100						
合計								

入札者名 \_\_\_\_\_

- ※1 単価には割引を含む。  
 ※2 本内訳書は、必ず入札書に添付すること。  
 ※3 本様式は一例とし、必要であれば適宜欄を追加する。  
 （平日、休日、昼間、夜間等の区分で単価が異なる場合はそれぞれ区分して記載すること。その際、予定使用電力量を記入すること。）